

交通ネットワーク方針の体系

地区を取り巻く交通の状況

1) 幹線道路・アクセス道路

- 国道 134 号は歩道付きの 2 車線道路で供用されている。計画幅員は 25m であり、現在、拡幅のための街路事業が進められている。
- 市内陸部と本地区を結ぶ連絡道路として、サザン通り、南湖通りがる。
- また、中心市街地と海岸部を結ぶ主要な道路として、雄三通り(県道 301 号)がある。

《サザン通りの位置づけ》

- ・中心市街地と本地区を結ぶ、歩行者、自転車のアクセス道路

《南湖通りの位置づけ》

- ・住宅市街地を通り本地区に至る、地域住民のアクセス道路

《雄三通りの位置づけ》

- ・中心市街地と海岸部を結ぶ、自動車交通、公共交通の広域的なアクセス道路

2) 区画道路

- B 地区を囲むように 3 路線の市道が整備されている。
- A 地区では暫時整備が進められていく予定である。

3) 駐車場

- 漁業関連利用者の簡易的な駐車場が海岸西側にある。
- B 地区、C 地区には有料時間貸し駐車場がある。また、海水浴シーズン時には、砂浜の一部を駐車場に利用している。
- 地区内には、785 台分の駐車容量があるが、8 月下旬の休日の駐車場利用実態調査では 3 割程度の利用率であった。
- 地区外の国道 134 号北側には県営西浜駐車場が整備されている。

4) 公共交通（バス）の運行状況

- 民間バスは、茅ヶ崎駅南口から定期バスが運行され、雄三通り、国道 134 号を通っている。海水浴シーズンには増発される。
- 市営コミュニティバス“えぼし号”が運行され、利用者は増加傾向にある。
- バス停留所は国道 134 号に「市民プール」「海水浴場」などがある。

本地区の空間づくりの理念と土地利用ゾーニング

《空間づくりの理念》

- 自然環境再生・景観の修復
(市民の共有財産である海浜づくり)
- ふれあう・やすらぐ・楽しむ
(アメニティ空間の海浜づくり)
- 地域文化の伝承
(地域文化の伝承の場となる海浜づくり)

《土地利用ゾーニング》

○A～C 地区

- ・当面の建築物等の施設立地
- ・長期的な将来像としての緑地化

○海浜地区の土地利用ゾーニング

- ・自然環境の保全
- ・砂浜・海辺の活用
- ・漁業等に最小限必要な施設の設置

既存計画(茅ヶ崎市総合交通プラン)

《基本コンセプト》

『ひとを中心に考え、徒歩・自転車・公共交通を主体にした
バランスある交通体系の構築』

《基本方針》

- ・市民のための空間を確保する交通環境
- ・市民の生活と地域の発展を支える交通環境
- ・良好な自然環境と調和する交通環境
- ・拠点開発やまちづくりと整合した交通体系
- ・誰にでもやさしい自由な移動環境
- ・長期的な将来像としての緑地化

【グランドプランでの交通ネットワークの総合的な考え方】

- 『徒歩・自転車利用』を主体とする交通ネットワークづくり
- 『公共交通』の利用を促進する交通環境づくり

◆『地域交通マネジメント』による実現

交通施設別の基本方針

1. 道路ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ①徒歩・自転車をメインとする交通アクセス ②地区内への自動車交通の乗り入れ抑制 ③歩行者を優先とする地区内の区画道路
2. 駐車場整備	<ul style="list-style-type: none"> ①地区内に漁業関係者等の必要最小限の駐車場を確保 ②来訪者のための共同駐車場を地区の周辺に確保 ③駐車場容量の減少(徒歩・自転車・公共交通の利用促進)
3. 歩行者動線	<ul style="list-style-type: none"> ①サザン通りをメインとする歩行者アクセス ②環境、景観、安全安心に配慮した地区内道路の歩行者空間
4. 自転車動線	<ul style="list-style-type: none"> ①自転車を利用促進するための環境づくり ②観光レクリエーション、パークアンドサイクルの新たなシステム
5. 広域交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通機関や自転車利用の環境の向上 ②周辺の活性化を促進する広域ネットワーク

【本地区における交通ネットワーク構築の基本方針】

- 本地区の魅力向上を図ることによる、来訪者の増加に対応する。
- 徒歩・自転車利用を主体とし、自動車交通量を削減する。
- 公共交通機関への利用転換を促進する。
- 自然環境等の保全、修復ため、自動車の乗り入れを最小限とする。
- 地区周辺で共同駐車スペースを確保する。
- 地区内交通施設、地区へのアクセス道路の景観づくりに配慮する。